

LPガス事業者連絡会議事概要

日時：令和6年6月14日（金曜日）11時40分～12時15分

場所：経済産業省別館2階232各省共用会議室

出席者：

（液化石油ガス流通ワーキンググループ委員）

高橋 宏昌 テーエス瓦斯（株） 代表取締役社長
中田 みち 株式会社トーエル 代表取締役会長（オンライン）
中野 伸彦 （株）TOKAI 取締役（オンライン）
吉田 恵一 日本瓦斯（株） 代表取締役専務執行役員（オンライン）

（日本液化石油ガス協議会役員企業）

伊東 征範 橋本産業株式会社 理事ガス部長 LPガス推進担当兼法務担当（オンライン）
岡田 俊彦 西日本液化ガス株式会社 専務取締役
駒嶺 優茂礼 岩谷産業株式会社 執行役員（イワタニ関東株式会社代表取締役社長）
澤田 正 株式会社マルエイ 代表取締役専務（オンライン）
鈴木 敬太郎 サラエナジー株式会社 代表取締役社長
田口 浩俊 東部液化石油株式会社 取締役 企画グループリーダー
服部 修司 株式会社サイサン 常務取締役執行役員 LPガス直売部部长
松本 尚志 株式会社ミツウロコヴェッセル 代表取締役社長（オンライン）
三末 浩市 伊藤忠エネクス株式会社 ホームライフ統括部長（オンライン）
村上 雅孝 エア・ウォーター株式会社 エネルギーソリューショングループ担当部長
百瀬 久志 サンリン株式会社 代表取締役専務 営業本部長（オンライン）
山崎 宏之 カメイ株式会社 ホーム事業部長（オンライン）

（事務局）

定光 裕樹 資源エネルギー庁資源・燃料部 部長
日置 純子 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室 室長
目黒 満雄 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室 室長補佐
佐々木 文人 資源エネルギー庁資源・燃料部燃料流通政策室 室長補佐

議事概要

冒頭、定光部長より挨拶。各事業者からの商慣行改革に向けた決意表明は以下のとおり。

○橋本産業 伊東部長

当社は適合宣言についてHPに掲載する予定。適合宣言の素案については既に作成しているが、適合宣言の内容と現場の言行が一致していないとなると、何のために適合宣言を出したのかわからないという話になる。そのため、適合宣言の内容について社員に教育をしている状況。社員の教育についてはひと段落してきているので、遅くとも7月4日までは、自社のHPに適合宣言を載せられるという形で進めている。

○西日本液化ガス 岡田専務

弊社は経営理念を意識した事業運営に努めるとともに、次の事項を遵守することを宣言した。

- 1つ、正常な商慣習を超えた利益供与やお客様の事業者選択を制限するような契約の締結はしない。
 - 2つ、L Pガス料金については、基本料金、従量料金、設備料金から構成される三部料金制を徹底していくが、システムの変更を伴うので来年4月2日までに行う。
 - 3つ、不動産管理会社と連携し賃貸集合住宅等へ入居を希望されるお客様に対し、ガス料金の提示に努める。
- 現在、電気・都市ガス等エネルギー間競争環境の中、お客様から選択していただくためにガス料金の低廉化に努め過大な営業行為の制限に係るガイドランとして、現在パブリックコメントにかけられている運用解釈の改正、小売営業における取引適正化指針を基準として、他の事業分野の事例も参考にしつつ、社会通念上、認められる正常な商慣習の範囲内で営業活動をし、法令遵守に努める。

○岩谷産業 駒嶺執行役員

岩谷産業とイワタニグループを代表して、商慣行是正に向けた決意表明をさせていただく。

岩谷産業のL Pガスの小売事業会社である24社につきましては、2024年4月19日付けで商慣行見直しに向けた取組宣言を発出した。各社はL Pガスの商慣行是正に向けて社長を責任者として、管理体制のもとで関連法令を遵守し、過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底、L Pガス料金等の情報提供について、率先して取り組んでいく。

岩谷産業については、国・関係団体と連携して商慣行是正に向けて率先して対応するとともに、取引のあるL Pガス販売会社及び関係会社等に対して、関連する情報の発信に努めていきたい。

○マルエイ 澤田専務

弊社としては4月2日にHPに適合宣言を掲載した。主な内容については以下の3点。

- 1点目は過大な営業行為の制限。正常な商慣習を超えた過剰な投資は行わない。
 - 2点目は三部料金制の徹底。L Pガス料金に関して基本料金、従量料金、設備料金から成る三部料金制を導入する。
 - 3点目はL Pガス料金等の情報提供。当社はHPにL Pガス料金を掲示し、どなたでもL Pガス料金をご覧いただける体制を整えている。また、集合物件への入居希望者に対して事前にガス料金を提示するよう努めていく。
- 以上、3点を遵守し社内と関係各社に教育することを誓う。

○サーラエナジー 鈴木社長

当社はおお客様の豊かで快適な暮らしと産業に欠かせないエネルギーの供給を通じて、多くの皆様に支えられながら、地域とともに歩んできた。今後も地域の皆様の暮らしやビジネスを支え、地域の皆様とともに発展できるように改正液化石油ガス法令を遵守した事業運営に努めていく。

通報フォームに寄せられた情報を活用して経産省はじめ各都道府県の監視執行により、法令改正の実効性を確保するための取組を是非、お願いしたい。

○東部液化石油 田口取締役

弊社では5月20日にホームページ上で取組宣言を提示させていただいた。

取組の内容だが過大な営業行為の制限として取引先、不動産管理会社、オーナー及びお客様との間でL Pガス事業者の切り替えを制限するような条件付き契約の締結等を行わない、またお客様、取引先に対して新しい制度内容の周知を今も行っている。

三部料金の徹底については現在、社内で検討会を行っており施行までに確実に三部料金制を導入する。

情報提供についても管理会社、オーナーを通じてガス料金を提示するように努める。

以上の取組を全社員に浸透させるべく社内教育等を継続して実施し、弊社の取組を関係各所に周知し信頼関係の構築に努めていく。

○サイサン 服部常務

サイサン及びガスワングループでは4月末にLPガス商慣行見直しに向けた取組宣言という形で、過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底、LPガス料金等の情報提供に取り組んでいく。

また、社内の勉強会として小売部門としては北は北海道、南は九州まで全地域ごとに勉強会を開催して、認識を高めているところ。また販売店の会としてガスワ会通过して、販売店の皆様にも小売部門と同じような認識を高めていけるように努めている。サイサン、ガスワン及びグループ会社についても全グループ会社を小売部門と一緒に勉強会を行い認識を高めている。

こうした形で商慣行の見直しについて今後も推進していく。

○ミツウロコヴェッセル 松本社長

弊社は5月21日にHP上でLPガス取引の適正化、料金の透明化に取り組んでいくという宣言を掲載した。

それに加え、弊社の販売店組織である全国ミツウロコ会でも今回の改正省令の重要性を強く認識しており、「LPガスの商慣行の是正への積極的な取組」を今年2024年度の活動計画の一つとしている。

すでに各地で勉強会、情報共有を始めており、グループをあげて今回の商慣行の是正を進めていきたい。

○伊藤忠エネクス 三末部長

伊藤忠エネクス及びグループ会社は4月16日から23日の間に自己適合宣言を出した。

今回の法令改正について、根本的には消費者の利益を守るという目的があると思うが、それを念頭において法令遵守に努める。事業者の切り替えを制限する契約をしないことや入居者に対してのガスの料金を提示することを徹底していく。

そのために、グループ社員全員に浸透させていくということと取引先に周知していくということで、販売店を含めて活動していく。その体制作りも会社全体で考えていきたい。

○エア・ウォーター 村上部長

弊社のLPガス販売会社・グループ会社を代表して宣言する。

弊社の北海道における一番大きな事業会社であるエア・ウォーターライフソリューションは4月26日に適合宣言を出しており、順次グループ会社から決意を表明させていただいている。

過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底、LPガス料金等の情報提供の三本柱の商慣行是正に向けて、弊社として真摯に取り組み法令を遵守する。

また、北海道では重要なライフラインになっているが最終的にユーザーに安心かつ安全にLPガスを使用していただけよう努める。

具体的には適正対応確認のための社内モニタリングの実施、省令改正の理解浸透に向けた社内講習会の実施及び関係行政並びに団体との情報連携を密にして、法令順守に努める。

○サンリン 百瀬部長

弊社は6月1日にHP上でLPガスの取引適正化・料金透明化に向けた取組宣言を公表した。

公表内容は過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底に向けて早期に対応を進めていくこと、LPガス料金等の情報提供について、この3点を代表取締役社長を管理責任者に据えて徹底して進めていく。

7月1日からの施行に向けて社内また関連取引先についてはこの法令改正の趣旨、今後取っていくべき対応の方針を十分周知したと考えている。

また、三部料金制の徹底については来年までとなっているができるだけ早期実施に向けて、社内システムの改修を含め検討を進めている。

弊社としては法令改正の意図を十分に汲み取って、消費者に信頼されるエネルギーの供給を今後も継続して進めていきたい。

○カメイ 山崎部長

弊社は4月25日付けでHP上に取組宣言をリリースした。

弊社は今回の液化石油ガス法の改正の内容について過大な営業行為の制限、三部料金制の徹底、LPガス料金等の情報提供を徹底的に順守するとともに、お客様に安全・安心なLPガスを提供するということを進めていきたい。

○テーエス瓦斯 高橋社長

自社では4月7日に宣言を出した。内容は非常にオーソドックスな形。私は改革に色々と携わってきたので率先してやったつもりだが、大手も中小企業も関係ないと言われるがやはり、大手が率先してお手本を見せてもらえれば業界として流れができると思うので、是非力強い自主宣言をお願いしたい。

それと同時に今回の改革にも関わらず、他社はやらないが自社ならやれるという営業を行っている会社がWGに参加している事業者の中にもいると聞いている。そういった行為は徹底して通報フォームに情報を寄せるようにしてもらいたい。通報フォームに寄せられた情報については4月、5月でだんだんと増えており、1000件を超えたと聞いている。減ってくるならわかるが、未だに駆け込み営業が行われているというのが現実なので、真面目にやっている者が馬鹿を見ている。

もう一度、襟を正していただきたいと思っている。

業界としては岩手県LPガス協会が組織として最初に取り組宣言を出す。神奈川県LPガス協会では5月26日の総会で全体の了解を得たので、7月以降団体としての自主宣言を出す予定。今月の全国LPガス協会の総会でも、会長から指示が出ると思われるのでしっかりとやっていきたい。

○トーエル 中田会長

弊社では全国のLPガス業界で長年にわたって行われてきた商慣行が多くのお客様に不信感や経済的な被害を及ぼしていることを重く受け止めるとともに、液化石油ガス法改正省令に従い取引適正化と料金透明化に積極的に取り組んでいく。

具体的な取組内容を含んだものを来週HP上に掲載する予定。

○TOKAI 中野取締役

弊社は5月17日にHPに取り組宣言をアップした。

宣言の中にもあるとおり、液石WGの委員でもあるのでしっかりとその自覚を持って、法令や今後発表されるガイドラインを遵守して、料金の透明性を図るとともに適正な投資による健全な競争の中でお客様に選ばれる他のエネルギーに負けないLPガス業界への貢献と企業の成長に努めていく。

○日本瓦斯 吉田専務

当社は法令順守とお客様の利益向上を会社の基本として取り組んでいく。今回の改正省令の施行を踏まえてLPガスの商慣行見直しに向けた取組宣言を社内で検討し決定したうえで、5月20日にHPに掲載した。

内容としては今回の改正省令の目玉である正常な商慣習を超えた利益供与は行わないこと、事業者の切り替えを制限するような条件付き契約を締結しないこと、ガス料金については基本料金、従量料金、設備料金をお客様に明示し料金の透明化を推進するとともに、LPガス消費と無関係な設備費用の料金への計上を行わないこと、LPガス料金等の情報提供については事前に入居希望者へ料金の提示を努力するとともに、要請があった場合にはLPガス料金の情報提供を行う。

現在、弊社のコンプライアンス体制整備は完了しており、重要な取組としてお客様や不動産関係も含めた取引先などの関係者へ本宣言を周知していく。

今後も改正省令を踏まえた法令順守を徹底していく。

以上